

政治思想学会会報

JCSPT Newsletter

第21号

2005年12月

目次

[評論]

- 「政治と宗教」考 ウェーバーの日本論にふれて
柳父 圀近 1

[書評]

- 思想史から政治史へ、そして政治史から思想史へ 川田 稔『激動昭和と浜口雄幸』を読む
酒井 哲哉 5
- 他者性と政治学 小野 紀明『政治理論の現在 思想史と理論のあいだ』を読む
杉田 敦 10

[会務報告]

- 2005年度第2回理事会議事録 14
-

「政治と宗教」考 ウェーバーの日本論にふれて

柳 父 園 近 (東北大学)

はじめに

「政治と宗教」というテーマは、今日あらためてイシューとなっている。特にアフガンやイラクでの戦争に絡んで、キリスト教原理主義やイスラム原理主義の影響が論じられ、また、パレスチナをはじめ多くの地域の紛争でも、宗教と政治の関わりが問題となっている。

しかし問題はよそごとではない。日本でもたとえば、近年は新聞などでも「近隣諸国」の反応ばかりが書かれがちな「靖国問題」は、本来「政治と宗教」の問題である。また種々の宗教団体と政党との関係も注目される。この小論では、「政治と宗教」について、日本の場合も考える意味で、ウェーバーの宗教社会学の「日本論」にもふれて、若干の検討を試みておきたい。

1 宗教のひとつの定義

しかし、まず一般論風のおさらいをしておこう。20世紀の代表的な宗教学者・宗教哲学者のパウル・ティリッヒが、宗教を“Ultimate Concern”と定義したのは知られている。簡単に言うと、人がそれに「究極的な関心を持っているもの」に捉えられていることが、その人の「宗教」なのだと言うのである (Dynamics of Faith)⁽¹⁾。もちろん、伝統的な宗教 (キリスト教とか仏教など) の場合には、中心的な教義・象徴に対して信者のそうしたコミットメントが見られる。そしてその教義が自閉症的に理解されると、そこにデモニックな「ファンダメンタリズム」が生まれる。しかしこの定義によれば、普通は「宗教」とは思われていないものでも、その人の「宗教になっている」場合もあるということだ。つまりこれは「超自然的な現象」といった要素を説明の中に持ち込まない「宗教」の定義である。シェリング研究から出発したティリッヒがなぜこのような定義を考えか

については、説明すると長くなってしまふ。ひとつだけ言えば、彼がナチズムという擬似宗教ないし「政治宗教」の出現に衝撃を受けた経緯は、やはり重要だろう。ナチと戦ったティリッヒは、フランクフルトで自著を焚書され、結局アメリカへと亡命せざるをえなかったのだから。

さて、「存在論」的な思惟を得意とするティリッヒによれば、単なる「相対的な存在」が絶対性を僭称するとき、それは存在論的に「デモニックなもの」の性質を帯びるという。自然界にも社会や歴史のなかにも、時あってそうした *das Dämonische* が出現する。それは一見すると「神的な創造力」とその魅力に溢れていて、大いに人々をひきつける。しかし最後には自分も自分に関わるものをも破滅させてしまふ。インドの、創造と破壊のシバ神はその典型的な象徴である。こうティリッヒは論じている。「政治宗教」としてのナチズム また、ナチの同伴者となって、ヒトラーにも「救い主」を見た、いわゆる「ドイツ的キリスト教」 は、ティリッヒによれば典型的な「デモニー」だった。そしてこれに捉えられた人々との接触は、彼に「存在論的衝撃」を感じさせた。(ここに立ち入らないが、ティリッヒは、そうしたさまざまな *Dämonie* への惑いから、彼の見るところ神や仏において「象徴」されている、存在論的な *ultimate reality* へと人が解放されてゆく意識の深まりに、「信仰のダイナミズム」を見ている。)

2 「政治宗教」の概念

(イ) 政治の側が、特定の政治的象徴 (「民族の栄光」そのほか) を、ティリッヒの言う意味での「究極的関わりの対象」として、種々の方法で人々の内面にインプットするとき、そこには「政治の宗教化」が生じていると言えよう。

(ロ) 政治に、キリスト教などの特定の宗教や教派が積極的に癒着するとき、また逆に、特定宗教を政治の側でも「利用」しようとするとき、そこには「宗教の政治化」が生じていると言えよう。

ティリッヒ同様ナチ・ドイツを脱出したE・フェーゲリンは、名著『政治的宗教』を1938年に書いている⁽²⁾。一般論で言えば、(イ)の場合にも(ロ)の場合にも当然「政治的な宗教」は現れると言えよう。しかしフェーゲリンの用語法は少々異なる。

フェーゲリンによれば、宗教には「超越的宗教」だけでなく、「世界内の宗教」もある。西洋の場合には、「超越的宗教」としてのキリスト教の成立以後は、キリスト教の「神」が、本体的なメタ現実(Realissimum)とされてきた。「世界内宗教」ではたとえば古代ポリスの場合のように「国家」が、本体的な存在として(少なくともこれと一体化されて)意識され、神格化された。しかし後者の存在は必ずしも古代にのみとは限られない。彼のいう「政治宗教」はまさにこうした政治的な「世界内宗教」のことなのである。こうした「政治宗教」論の視角から、フェーゲリンは古代エジプトのイクナトンの国家宗教や、ヘーゲルの国家哲学なども論じ、「20世紀の神話」に説き及んでいる(ちょうど当時の日本では、ヘーゲル哲学と仏教の影響を受けた田辺元の「国家存在の理論」が構築されつつあった)。ともあれ、こうしたフェーゲリンの言う「政治宗教」は、上記(イ)の「政治の宗教化」を最も鮮明に表現するものだったと言えよう。

もともと政治には、人々を「動員」という性格がある。丸山真男によればとくに現代は、その意味で「政治化の時代」である。発達したメディアを駆使して「政治」は、生活のあらゆる側面から人々を動員しようとする。もちろん、きわめて保守的な状態を維持するべく、政治が人々を逆「動員」する場合もある。この場合でも、また人々を動かして、革命の達成とか、対外戦争のような強烈な政治的成果を上げようとする場合でも、人々の内面に、その運動の政治的象徴への

「ウルティメートな関心」を喚起して、宗教的なパトスを育むのが最も効果的であろう。「政治宗教」はまさに、そうした効果を持つ「宗教的」象徴のシステムである。

ところで、初期近代の西洋政治史には、上記(ロ)のほうの「宗教の政治化」(特定の教派が、政治権力と結びつくコンフェッショナリズム)が招いた、深刻な宗教的内乱の傷跡がいたましい。この状態の克服のために、結局「寛容」が制度化されていった。「国家と教会」との癒着を禁じる「政教分離」という、西欧近代に独自の叡智がそこに生まれた。宗教戦争という高価なコストを払って、ようやく「国家」は明晰な「世俗性」(=合理性)の意識に目覚めることが出来たとも言えよう。ここに古代国家の「政治宗教」の対極に位置する、近代国家の「理念」が誕生した。

しかしこの西洋史の経験との関連で言えば、一般にキリスト教(仏教などでも同じだが)のように、「内輪もめ」はするにしても、一応個別国家や民族を超える「普遍主義的」な教理と組織を持つ宗教が強力な自己主張をしているところでは、「政治宗教」「国家」や「民族」自体を、ティリッヒの言う意味で一種「Ultimate」な存在として神格化する「政治宗教」は、やはりなかなか成立し難かったと言えよう。とくに宗教の側が、積極的に「教会」(キリスト教の場合に限らず、ほかの「普遍宗教」の場合でも)を組織し得て、侮るべからざる社会的、政治的影響力を確保している場合には、しかしそうした普遍宗教の影響力が衰えたのち、しかも第一次大戦後の荒廃したドイツでは、いわゆる「神々の闘争」の思想状況が生じ、その中から「20世紀の神話」が、やおらその不気味な首をもたげたのだった。

ところで、政教分離については、ウェーバーの学問上の盟友だったE・トレルチが、興味深い指摘を残している。国家というものは、古代ポリスでは、形而上学的・神的存在だった。実は近代にも、宗教を自分の中に取り込んだ国家形而上学の形成の試みもなはなかった。しかし近代国家は、キリスト教思想とその諸教会との葛藤を経験することで、この意欲を最終的に断念したのだ。

それは教会との闘争の中で、自己の世俗的権力について明晰な意識を持つとともに、「生の充溢を支配しえず、待たすべきでないという感覚を持つに至った」国家である。こういう指摘である（「近代精神の本質」）。西洋史の経験の重みを感じさせる。しかし、西洋近代史のような「国家と諸教会」の葛藤という史的条件が欠けていれば、当然話は違って来るだろう。日本の初期近代（いわゆる「近世」）の場合はどうだっただろうか。

3 ウェーバーの日本論から (1)

ウェーバーは、「ヒンズー教と仏教」の中で、短いものだが、それでも13頁ほどの「日本論」を書いている⁽³⁾。言うまでもなく、当時あって彼が日本について知りえた情報は限られていた。しかしその分析はそれとしてなかなか興味深いので、あえてこれにこだわって（それにしたがって）考えてみよう。

ウェーバーは、明治国家について、あらたに古来の神道が国教（Staatsreligion）となったので、太陽神の子孫たる Kaiser の支配権と、彼の「超人間的資質」の認識とが復興されて、「日本的立憲制」の正統性根拠となったと述べている。そしてそれに対しては、堅実な日本人は疑問を持つことや、まして疑問を表明することなどは到底許されないところとなったとも書いている。古代型の「政治宗教」体制を思わせる記述である。（ちなみにウェーバーは、『経済と社会』では古代の政治神学を、ポリスの盟約神型のもの、家産制的国家神型のものに鋭く区別して論じている。「記紀神話」の政治神学は明らかに後者の類型に含まれるだろう。）

ところで、2で瞥見したように、「政治宗教」が出現し、ましてパワフルに発展しうるのは、キリスト教や仏教のようなウェーバーの言う「世界宗教」の教理や組織が存在しなかった場合のはずである。しかし維新に先立つ江戸時代には、仏教がむしろ「国教的」な扱いを受けていたのではなかっただろうか。ウェーバーもこのことはよく知っていた。しかも日本の仏教がシステムティックな全国的な組織性を持つようになるのは、むしろ

ようやく徳川時代になってからだと指摘している。一見すると事態は2のロジックとは矛盾する。が、必ずしもそうではない。ウェーバーによると、徳川時代の仏教は、主として幕府のキリシタン弾圧の行政機構として、「徹頭徹尾国家の立場から」作り上げられた「宗教」組織だった。そのため徳川時代には、儒学と違って仏教の「社会的威信」はかえって地に堕ちたので、仏僧は「非インテリ層からリクルート」されるようになった。また、ことにあたっては一般の人々は、「神道、仏教、儒教、道教」などの靈験のありそうな専門家を必要に応じて招いたのだ、とウェーバーは論じている。一般のひとびとは、ウェーバーのいう意味での Magie の世界（聖性が分散した状況と、そこでの Gotteszwang = 神々を操作する技術）ないし、ひたすら「ア・ポリティシユな宗教」（フェーゲリン）の世界に棲んでいたと言っているのである。そうだとするとここには、2で見たような、「政治宗教」の出現と発展をはばむ普遍主義的な宗教（とその教会組織）は、やはり本当は存在してはいなかったと言うべきだろう。

4 ウェーバーの日本論から (2)

それにしてもウェーバーは、江戸時代に先立つ日本の宗教史については、むしろ高く評価したり、注目したりしている。「ヒンズー教と仏教」では、浄土宗、真宗、禅宗などは、呪術性の強い旧仏教に対する宗教改革（この文脈から、日蓮宗は一種の反宗教改革と見られている）として考察されている。とくに親鸞とその教理とは、ルターとその教理に匹敵する意味を持つものとして立ち上げて論じられているし、また中世日本の宗教史では仏教諸勢力が固有の軍事力まで保持して、きわめて強大だったことも注目されている。とにかく、ある時期までは日本でも、宗教の意味と力はむしろ重要だったという判断をウェーバーは示していると言ってよい。しかしこのすべてを一変させたのが、近世初頭に「世俗権力の復権」を果たした軍事的カリスマ Ota Nobunaga の、「恐るべき殺戮」をともなった仏教勢力の圧服だった、とウェーバーは見ている。そしてその後は徳川政権が、（信

長は仏教弾圧に利用しようとした)キリシタンをあらためて弾圧するために、仏教寺院を全国的に組織化したとウェーバーは書いている。ローマ帝国では、キリスト者でないのを証明するには皇帝礼拝に参加せねばならなかった。ここでは仏教寺院に自分を登録することが必要となった、とも述べている。ウェーバーが見ているのは、キリシタンや仏教のきわめて権力的な利用であり、極限的な「宗教の政治化」であろう。

しかし、江戸時代がそうした状況にあったとすれば、明治政府が国家の形成に向かって人々を「動員」するのは、ある意味では容易だったというべきだろう。ネガティブな意味での「宗教の政治化」として幕府に使われて影響力を失った仏教に替えて、積極的な政治的效果を持つ「政治宗教」を創出することが目指された。これにたいする人々の側の内面からの抵抗は 内村鑑三の「不敬事件」と、それに端を発した一連の論争を除けば、ほとんど示されなかったと言えよう。私生活においてはまだまだ時に応じて種々の「宗教」ないしまギーを用いつつも、いったん急あれば、国家と天皇が「Ultimate Concern」であると意識する(あるいは、そう意識するかのように感じ、然るべく振舞う)心性が、ここに「国民」の間に内面化されていった。そしてこの心性の中でも、後半部分の意識が次第に強く育まれていったと言えよう。

むすび

かつてウェーバーのプロテスタンティズム論から示唆を得て、Tokugawa Religions を書いて日本の「近代化」を論じたR・ベラーが、一昨年その後の日本研究の論稿を収める *Imagining Japan* (2003)を出している⁽⁴⁾。ここでは、親鸞や道元の鎌倉仏教の精神的遺産が、江戸時代には芭蕉や一茶の俳句などを通して、またその後にも西田幾多郎やさらには家永三郎の仕事などに至るまで、静かに深く生きていたことが指摘されている。印象的なのは、a. 人間世界の虚妄性を超える ultimate reality への眼差しを持つ仏教思想は、日本においても、その内に「宗教の政治化」や「政

治の宗教化」ないし「政治宗教」に対しても批判的な「否定の論理」(家永三郎)を、常になにほどか宿しつづけていたことが、鋭く考察されている。しかしまた、b. 俳句や無の哲学などに現れているその後のそうした仏教の内面化された「エートス」は、家永三郎のケースなどを別とすれば、必ずしも政治宗教のデモニーと真正面から戦おうとするものではなかった(とくに和辻哲郎)ことも考察されている。ウェーバーの日本論と合わせて読むと、いろいろと考えさせられるところである。

注

- (1) ティリッヒ『信仰の本質と動態』(『ティリッヒ著作集』白水社)
- (2) Erich Voegelin, *Die politischen Religionen* (1938. 2. Aufl. Fink Verl. 1996).
- (3) ウェーバー著/深沢宏訳『ヒンドゥー教と仏教』(日買出版社)
- (4) Robert Bellah, *Imagining Japan* (2003 Univ. of California Press).

思想史から政治史へ、そして政治史から思想史へ

川田稔『激動昭和と浜口雄幸』（吉川弘文館，2004年）を読む

酒井哲哉（東京大学）

思想史家が政治家を語ることがめっきり少なくなった。評者の学生時代には、『現代日本思想体系10・権力の思想』（筑摩書房、1965）は政治史の必読文献とされ、そこでは、編者の神島二郎以下、松沢弘陽、前田康博、橋川文三という錚々たる顔ぶれが名を連ね、個性的な政治家論を展開していた。一見すると思弁の対象から最も遠いものと思われる政治家の文章が、実は真剣な知的対話の対象となりえるものであり、それを通して、「政治」という営みの奥深さを追体験する醍醐味を、初学者の私は知ったのである。こうした先学の作品に触れることが無かったら、私が日本政治史を専攻したかは多分に疑わしい。もし現在の学生がこのような機会に恵まれないとしたら、政治家と思想史家、そのどちらのせいなのだろうか。

だが何事につけ例外はある。川田稔氏は、その一人である。柳田国男研究から出発した川田氏は、政治家の国家構想の研究へと転じ、山県有朋、原敬を経て、ついに戦前期の政党政治の頂点にある浜口雄幸にまで到達した。それは単なる思想史家の余技という域を遥かに越えて、文字通り本格的な政治史研究となっている。常識的には対極にあるものと考えられがちな柳田国男と政党政治家を繋ぐ思考回路とは何か。また、そこから見えてくる時代像は、政治史家にとってどういう意味を持つのか。こうしたことを念頭に置きながら、川田氏の近著を読んでみたい。

著者は冒頭で、戦間期政党政治の課題を次のように提示する。経済大国化と冷戦構造の解体により、敗戦後はじめて独自の判断で国際社会での自らの方向性を設定しなければならない現在の日本にとって、まがりなりにも議会を基礎とした政党主導体制下で、国際協調を軸に自前の道を模索した唯一の歴史的経験である戦間期の政治を振り返

ることは、優れて現代的課題である。それ故、著者の視点は、何よりもまずこの時期の政治指導者の政治構想に置かれることになる。もとより著者は本論において、政党・軍部・枢密院など多元的政治主体の競合からなる個々の政策決定過程を検討する政治史的分析を縦横無尽に展開していくのだが、最終的な関心は、それらを踏まえたくて、改めて戦間期政党政治家の政治構想の質を問う、という点にあるのだろう。それは思想史的関心からする政治史研究の総合の試みといってもよいかもかもしれない。

転換期としての現代という問題意識によって、まず俎上に据えられるのは原敬の政治構想である。これまでの軍事的圧力を背景とした大陸政策に対して原は、中国内政不干渉政策を取ることで、国際的な平和協調、とりわけ対英米協調を軸にした外交路線の転換を実現した。このことは同時に、中国中央部において英米と同等の条件で商品・資本輸出をめぐる競走を行うことを意味したため、原以降の政党指導者は、いずれも国民経済の国際競争力強化という課題を背負うことになった。ともすれば、内政重視の利益誘導政策という文脈で論じられがちな原の戦後経営政策を、国際競争力強化のための産業育成とそれを支える物的・人的インフラ（交通網・高等教育）の整備という一貫した関心に基づくものとして再解釈している箇所（8頁）は、著者の観点を知るうえで極めて重要である。

このように原によって礎石を築かれた、いわば国際化のなかで協調と競合を同時に可能にするような国家の創設という課題の延長線上に、著者は浜口雄幸を位置づけ、田中義一内閣・浜口内閣期の浜口の政治構想を、著者自らが編んだ2冊の『浜口雄幸集』（未来社、2000年、2004年）を主要史料としながら、随所に新たな知見を提示しつ

つ体系的に論じていく。紙幅の関係から網羅的紹介は避け、ここでは幾つかの主要な論点にそって、著者の主張を振り返ってみよう。

順序はやや逆になるが、田中内閣期を扱った個所のうち、評者の興味をまず引くのは、浜口の憲政論である。浜口は既に寺内正毅内閣批判において、「陛下が多数党の首領に向って大権を発動せしめるといふ事実を作るべしというのが我々の理想」と述べ、天皇が議会で多数を占める政党の党首を、いわば自動的に任命する方式を示唆していた。浜口は清浦奎吾内閣に対しても、「政治は実質さえよければそれでよい」といういわゆる善政主義を批判しながら、「おおよそ代議政体は形式の政治であります」と断じている。著者はマックス・ウェーバーの「立憲制的君主制」および「議会制的君主制」の概念を援用して、帝政ドイツ・オーストリアのように法律・予算承認権をもつ議会は存在するが、首相その他の官職任命権はなお君主が掌握している前者から、イギリスのように首相・内閣が実質的には議会によって選出され、君主がそれを承認する後者へと、移行する方向性を浜口が提示していたとする（65 - 66頁）。これは著者の、戦前期の立憲主義・政党政治を論ずる際の基本的枠組といってもよいだろう。

組閣後一月ほどで山東出兵を開始した田中内閣の中国政策に当然のことながら浜口は批判的であったが、ここではその論拠が大切である。浜口は、内政不干渉を原則とし、中国国民革命の進展による国民的統一と国内平和の回復に好意的であった。中国統一化による秩序回復は、揚子江流域を中心とする中国への輸出・投資の前提条件であり、満蒙のみならず中国全体との関係緊密化こそが対中政策の目標であると浜口は考えたのである。このことは軍事的圧力に依らず、英米協調と中国への内政不干渉主義という枠組のなかで、中国本土における経済競争に抗し得るような国民経済の再編を要請するものであった。著者はここに、後の浜口内閣期の諸政策を繋ぐ要があったことを示唆している（39頁）。因みに、このような国際経済競争力の強化という課題は、1920年代の政党政治家にとって、程度の差はあれ共通のものであ

ったと著者は認識しているものと思われる。著者は、田中内閣の掲げた「産業立国」という目標も国際経済競争力の強化という文脈で位置づけており、政友会の伝統的な政策である積極財政も、この時期にはこうした政策目標に組み込まれていたと指摘している。（57頁）

かくして、田中内閣期の叙述で伏線をはったうえで、著者は浜口内閣期の分析に入っていく。本書の順を追って、まず対中政策から見ていこう。この時期はいわゆる第二次幣原外交の時期に当たるが、中国ナショナリズムの台頭により幣原が一方向的に追い詰められていったという従来の歴史像に対して、関税・法権交渉において幣原・浜口の対中政策は柔軟であり、かつ中国側もこれを一定評価していたことを強調する点に本書の特色がある。

確かに国民政府は、不平等条約の撤廃を掲げた「革命外交」を展開していたが、その内実、日本の軍事介入を招かないような慎重な考慮が中国側にあったことが指摘される。著者は近年の第二次幣原外交に関する研究を援用しながら、国民政府は浜口内閣には相対的に好意的姿勢を示しており、日中関係はある種の均衡状態にあったと、結論付けている（114頁）。

次に経済政策に移る。著者は、金解禁、産業合理化政策、世界恐慌と筆を進め、その内的論理構造を明らかにしながら先行研究を精査していく。ここでまず注目すべきことは、産業合理化政策に対する比重の高さであろう。財政緊縮・金解禁は国際経済競争力強化の一貫として理解されており、産業構成の高度化とそれを実現するための産業合理化政策は、従来考えられている以上に重要な位置づけを持っていた。従って、浜口内閣期の基本政策として井上財政と幣原外交をとりあげるだけでは、その全政策体系は十分に把握できないと著者は強調している（135頁）。金解禁の評価についても、著者は先行研究の詰めの甘い個所をきめ細かに指摘しており、新平価解禁を行ったフランス・イタリアの実態の指摘など、教えられるところが多い（150頁）。

最後に浜口内閣の外交・内政を貫く争点とし

て、ロンドン軍縮条約問題が分析される。この部分も、浜口の論集を編纂してきた著者ならではと思われる、細部に至るまで神経の行き届いた叙述が行われているが、敢えて政治構想という鳥瞰的視座から重要な個所を最小限度書き留めておく。著者は、ロンドン軍縮条約の回訓案をめぐる浜口と加藤寛治の攻防を緻密に再構成したうえで、これを、単なる妥協案と三大原則との関係や、さらには財政的観点と軍事的観念の対立と見るのではなく、両者の対米関係・対中関係をめぐる長期的視点から説明している(186頁)。更に、枢密院における審議に移ると、浜口がかなり強い態度で枢密院に臨んだことが強調される(194頁)。総じて、ロンドン軍縮条約問題を通して、議会政党による国政の統制力が強化された側面が強調されており、寧ろ海軍軍縮反対派は海軍中枢から駆逐され、枢密院も事実上その政治的発言力を失う形になったことが指摘されている(199-200頁)。その意味で、浜口内閣は、文字通り戦前期政党政治の頂点たりえるものだったのである。

以上が本書の簡単な紹介であるが、政治思想学会会報への寄稿ということも考え、思想史研究者から政治史研究者へ投げられた球を、もう一度、思想史研究者に投げ返すような形で、若干感想ないしコメントを述べることにしたい。本書を読んで考えさせられたのは、1920年代論の位相という問題である。一読して明らかなように、著者の1920年代の政党政治に対する評価は高い。その意味で本書を、いわゆる大正デモクラシーの到達点を評価する先行研究の延長線上に位置づけることは可能である。しかしながら、実は著者の大正デモクラシー像はそれほど単純ではない。周知のように、大正デモクラシーという用語は戦後の造語であり、1960年代に入って学界で定着化したものである。大正デモクラシー研究には普選運動のような運動史的研究と、政党内閣論のような体制史的研究の二つの系譜がある。後者の場合、政党内閣制の定着を単に国内的変数から説明するのではなく、ワシントン体制論とともに内政と外交を一体化したものと捉え、扱う傾向が強い。

本書が国際協調と政党政治を密接に関連するものとして捉える点で、従来の体制史研究の系譜を引いていることは間違いないが、そこには力点に微妙な相違があるように思われる。例えば、原の転換期の外交指導を論じた三谷太一郎『日本政党政治の形成』(東京大学出版会、1967年)においては、転換期を齎した要因は、端的にいえばウィルソン主義の衝撃である。そこでは吉野作造の議論を援用しながら、ウィルソン主義が国内・国際双方において「民本主義」の論理を貫徹させるものとして位置づけが与えられていた。こうした要因を川田氏は無論否定するものではないが、三谷氏以上に総力戦の衝撃が1920年代の政党政治家に与えた影響を重視しているように思われる。先に触れたように、原内閣の戦後経営に関わるいわゆる4大政綱が、国際経済競争力強化のための産業政策として位置づけられていることは、こうした理解と密接に関係しているといえよう。因みに、川田氏の別著『原敬 転換期の構想』(未来社、1995年)では、4大政綱のうち顧みられることの最も少ない「国防の充実」についても、原の総力戦観を表すものとして踏み込んだ叙述がなされており、印象的である。

このことの結果として、著者の描き出す国際協調政策像は実は単純なものではありえず、いわば協調体制のなかに競争関係が埋め込まれたものになっている。このこと自体は、1920年代に限らず寧ろ国際関係の常態ではあろうが、この論点は必ずしも展開されず、ややもすれば、「浜口雄幸 vs. 加藤寛治」といった明確な国際秩序観の対立構図のなかに議論が解消されている印象を受ける。今日的関心からこの時期の国際秩序観を振り返るとき、このような明確な二元論的対立だけでなく、その中間領域にある微妙な差異を描き出すことも、転換期における選択肢を考えるうえで、重要な意義を持つのではあるまいか。また浜口の国際連盟重視姿勢が本書では、しばしば強調されているが、例えば不戦条約の満州問題への適用に対しては、総じて浜口は否定的であり、どの範囲までが国際連盟の活動領域であり、そのなかでどのような役割を日本は果たすべきであると考えていた

のか、若干の腑分けが必要なのではないだろうか。本書では、紙幅の関係からか柳田国男については言及されていないが、柳田の国際連盟での勤務体験から導き出し得るような連盟観とは何か、それは浜口のそれとどのように比較可能なのか、本書を繙くうちに、著者の見解を改めて知りたく思えてきた。

次に総力戦の衝撃という点についていえば、1920年代論と1930年代論との連関をどのように考えるかという問題がありえよう。著者の立場は、近年の総力戦争論が描きがちな、政治体制の相違を無視して総力戦の論理が戦間期全体を通じて貫徹していったという時代像には、恐らく批判的であると思われる。1920年代の政党政治は、国防政策・産業政策など様々な領域で、総力戦の衝撃から派生した問題群を、少なくとも一旦は体制内化することに成功したという理解が著者のなかにあるのだろう。評者もまたこの点は同感である。ただそうであればこそ、体制移行の内在的論理をどこに求めるかは、本書の直接の対象範囲ではない問題かもしれないが、より巨視的な文脈に浜口内閣を位置づける際には必要な論点ではあろう。その意味では、一夕会など軍部の中堅幕僚の動向もさることながら、一旦は浜口内閣の諸政策を支持した永井柳太郎等民政党少壮派や美濃部達吉等知識人、更には産業合理化運動に関わった商工官僚等の動向が重要な手がかりを与えるのではないだろうか。

また浜口内閣が達成しようとした内閣の指導力強化という契機は、昭和10年代に別の形で問題化されていくことは周知の事実である。著者は、ともすれば政党政治崩壊の序曲とされるロンドン軍縮条約問題において、浜口内閣を批判した海軍軍令部に依拠した条約反対派や枢密院はいずれもこれ以降政治的影響力を喪失していくことを指摘して本書を閉じているが、これは評者には極めて印象的な幕切れのように思われる。昭和10年代に問題化したのは、いわゆる「統帥権の独立」のような明治憲法体制の割拠的構造に依拠した主張ではなく、それとは逆に国務と統帥の分裂を克服するような内閣制度の強化という主張であった。これ

に対応して、吉野作造によって端緒を与えられた憲政史研究は、大正期には中心的位置を占めていた幕末維新期の万国公法受容や立憲制導入という主題から、太政官制から内閣制度創設の過程へとその考察対象をずらしていく。このような視角から、政党内閣論における、議会と内閣の関係をいま少し振り返る必要があるかもしれない。

最後に、本書全体の基本的枠組となっている「議会制的君主制」論について、一言触れておきたい。「立憲制的君主制」から「議会制的君主制」へという著者の提示する枠組は明快であるが、この図式に政治史研究者が接したとき、そこに若干の齟齬をきたす可能性はないだろうか。というのは、この図式は、プロイセン型表見的立憲制からイギリス型議院内閣制へという日本近代史の定番的理解に重ねて理解できるため、ともすればそこで思考停止状態が生じかねない気がするのである。論者によって、伊藤博文や桂太郎は実はイギリス型に近かったのだ、といった留保がつくにしても、である。

しかし、著者が熟知されるように、ウェーバーの「議会制的君主制」論は、本来「議会制」と同時に「君主制」への強いコミットメントを伴った概念である(雀部幸隆『ウェーバーと政治の世界』、恒星社厚生閣、1999年)。とすれば、この枠組を採用する以上、議会制と君主制との論理連関とともに、政党政治家やそれを支えた知識人の君主制へのコミットメントの態様がより自覚的に俎上に乗せられねばならないのではなからうか。

これはいうまでもなく、政治思想の問題としては、立憲主義と国体論の関係をどう理解するかという問題に他ならない。この点、近年の日本史研究において、美濃部憲法学と国体論に関する注目すべき研究が表れている(川口暁弘「憲法学と国体論 国体論者美濃部達吉」、『史学雑誌』第108編・第7号)。評者なりにこの研究を読み込んで敷衍してみると、次のようになる。本来ドイツ公法学の法実証主義を導入した明治の憲法学者にとって、歴史・倫理に根拠を置く国体論は、実は法学的構成のなかに取り込むのが難しい領域であった。この難問を突破したのは、寧ろ第一次大戦

後の美濃部憲法学であった。美濃部は大戦後非制定法源を重視することで、初期の法実証主義的立場から離れるとともに、このような法源論を媒介に国体論を法学的構成のなかに積極的に取り込んだ。『日本憲法の基本主義』（日本評論社、1934年）において完成された美濃部憲法学の第一次大戦後の展開は、国体論と立憲主義の接合の試みであった。こうした美濃部による「国体論」の導入こそが、逆説的にも、昭和10年代の国体明徴運動の標的に美濃部が陥った原因なのである。

この指摘は、国家神道から固有信仰の領域を切り離すことで「議会制的君主制」の基礎を提供したとする著者の柳田理解と何がしかの接点を持ちえるのではないか。「社会の発見」と称されるような非国家的領域の認証が、単に市民社会と議会制の幸福な結合関係に留まるのでなく、逆説的にも、国体概念を浮上させた両義性をどう考えるかという問題がそこにはある。大正知識人による、いわば「リベラル国体論」の造型をどう理解するか。柳田と浜口を繋ぐ回路の一端は、この問題への解答から始まるのではなかろうか。

以上、妄言を連ねたが、政治史家の評者にとって、本書は思想史家からのまたとない贈り物である。尊敬すべき政治思想史家の川田稔氏に筆者の浅学ぶりをお詫びするとともに、非学会員である評者に一文を草する機会を与えてくださった政治思想学会にお礼を申し上げたい。

他者性と政治学

小野紀明『政治理論の現在 思想史と理論のあいだ』(世界思想社, 2005年)を読む

杉田 敦(法政大学)

西洋政治思想史(ないし政治学史等)と現代政治理論(ないし現代政治思想等)という二つの科目は、ほとんどの大学で別個に開講されている。前者はおおむね古代ギリシアから19世紀のヘーゲルやマルクスまであたりを扱い、後者は、19世紀やそれ以前に目をやりつつも、20世紀の議論に集中するのが普通であろう。講義科目として分かれているだけでなく、研究者の専門分野としても、両者は別物と意識されていることが多いのではなかろうか。他のディシプリンに属する人々からすれば一続きに見えるであろうこの二つのディシプリンの間には、意外に深い亀裂がありそうだ。しかも、このことは、必ずしも日本だけの現象ではないようである。

そうした事情を想起するとき、ここでの著者の試みが、いかに意欲的なものであるかは明らかである。本書で著者は、20世紀に展開された代表的な政治理論の諸潮流について、きわめて行き届いた解説を行うが、それに満足することなく、西洋政治思想に関する該博な知識の一端を示しつつ、現代政治理論における対立が、プラトン以来の政治思想史上の対立のいわば再演であり、したがって、既存の対立軸に沿って整理できることを論証しようとしている。

その対立軸とは、著者自らが「あとがき」で書いているところでは、「他者の問題」をめぐる対立である。著者によれば、政治的な議論には、古代から現在に至るまで、他者の存在を前提としたそれと、他者を前提としないそれという二つの大きな流れを見てとることができるのである。著者の記述はトピックを重視しているため、直線的に時系列的になっているわけではないが、評者が理解しえた範囲でこれを再排列しつつ、まず、それぞれの流れを概観してみよう。

「他者を欠く」系譜

発端は、プラトンとアリストテレスの対立であった。哲学者が観想によって理想的な国家のアイデアを発見できるというプラトンの議論では、「他者」が不在であり、「他者」とのコミュニケーションを媒介する身体性が完全に無視されている(26頁)。これに対して、ポリスという特殊な場における実践知として政治学をとらえるアリストテレスは、「他者」との共同性をいかに基礎付けるか(21頁)を問う、と著者は言う。すなわち、政治における普遍的な真理を信じる議論には、他者が不在であるとされ、一方、人間の政治的思考が所詮はドクサであり、だからこそ話し合う必要があると考える議論には、他者が存在する余地があるというのが著者の基本的な考え方である。

プラトンの系譜を継承したのは誰か。「徹底的なエゴイスト」(13頁)としての個人の計算のみから政治秩序を構成しようとするホッブズがその一人だが、ホッブズとはさまざまな意味で対照的なルソーも、この系譜に属するものとされる。なぜなら、確かにルソーは人間が他者への「同情」の能力をもつとしたが、そうした「道徳的潔癖さの背後には他者と一体になりたいという実存的願望が潜んでいる」(138頁)からである。普遍的な道徳性について考えたカントと共に、リベラリズムの流れ一般も、基本的に他者を欠く系譜として整理される。著者によれば、バーリンが描いた二つの自由概念のいずれもが、他者の不在によって刻印されている。まず、「消極的自由」が実現する上で、他者に求められているのは「干渉しない」ことだけである。一方、これと対立しているはずの「積極的自由」でさえ、その「派生状態である政治的静寂主義にとっては、そもそも他者は関心の外にあり、全体主義的政治にあっては、他者は自己と区別しえない存在と見なされている(119頁)

のである。

現代政治理論に大きな影響を及ぼしたベンサムらの功利主義者たちも、「自己と他者との関係を専ら双方の利益の加減乗除によって表現」し、「両者の内在的で道徳的なコミュニケーションといった側面を考慮」(45頁)しない点で、典型的に他者を欠いている。現代において、この功利主義を継承するものとして挙げられるのが、まずは合理的選択論の流れであり、さらに、この「極めて現代的な方法論を採用して、正義という古色蒼然たる理念に新たな生命を吹き込もうとした」ロールズである。たしかにロールズはホブズ的な単純化された人間類型を前提としているわけではないが、それでも、(少なくとも『正義論』の第一部・二部における)彼の議論は、他者が不在なところで計算する「合理的」な個人に立脚するものであったからである。

「他者が存在する」系譜

他方、アリストテレスを継承したのは誰か。ギリシアのポリスと共和制ローマを範型とするシヴィック・ヒューマニズムが言及されること(110頁以下)は、自然であるが、さらに著者は、スミスの「『道徳感情論』冒頭の言葉を読めば、彼が人間を専らエゴイストと見ているわけではないことは明らかである」とした上で、この「他者に関心を抱かせる原理こそが、同感(sympathy)という感情作用である」(86頁)と指摘する。ヒュームもまた、「人間相互の感情交換を通して歴史的に形成された「第二の自然」ともいべき慣習(convention)」(92頁)に期待する点で、他者のいる潮流に棹さすものとされる。

カントと異なりヘーゲルは、現代のコミュニタリアニズムにまで連なる、こうした系譜の中継者となったが、そのヘーゲル以上に現代の議論への影響が大きいとされるのが、フッサールである。フッサールは、「近代の合理化による生活世界の解体あるいは隠蔽という事態と、その結果として共同存在としての人間の直面する自我の断片化という事実」に重大なる警告を(150頁)発した。そして、こうした方向性は、さまざまな相異なる視

点の存在を前提とした上で、その間の「地平の融合」の可能性を追求するガードマー(153頁)の仕事と共に、共同存在としての人間のあり方を復興しようとするいくつかの試みに流れ込んだ。サントラやマッキンタイアらのコミュニタリアニズムと、ペティットらの共和主義がそれである。

現代政治理論におけるこうした潮流が、ロールズらのリベラリズムとの間に「リベラル・コミュニタリアン論争」を巻き起こしたことは周知の通りである。著者もそこに鋭い対立を見出す。しかし同時に著者は、『正義論』第三部のロールズにおいては、すでに他者の存在が意識されており、第一部・第二部のロールズとの間に亀裂があったという注目すべき指摘もしている。第三部のロールズは、「場合によっては共通善のために、或いは他者のために自己の欲求を断念すべしという結論」をみちびきうる「思慮ある合理性」を想定しており、孤立した個人の「合理性」とは異なる「道理性(reasonableness)」を提示しているというのである。(ちなみに、ロールズが『正義論』の後に突然変わったのではなく、すでに『正義論』の中に両義性があり、それが後に強調されるようになっただけだという著者の解釈は、ハイデガーのいわゆる「ケーレ」を否定する著者の解釈を思い起こさせる。『政治哲学の起源』、岩波書店、2002年参照。)

この系譜に属するものとして著者が詳述するもう一人の人物がアーレントである。「アーレントの政治哲学の要諦は、20世紀の哲学者が共通に取り組んだ「他者」の問題であり、自己と他者との根源的關係性の問題である」(126頁)。アーレントは、「「世界」を喪失し、「他者」から見捨てられ、根を繋留すべき土壌・地盤(Boden)を奪われ」(127頁)るという「世界喪失」の経験に注意を促した。彼女は、プラトンらのように絶対的真理について語るのを避け、「市民が行う健全な思考がもたらす常識」ないし「「他者」との間で共有された蓋然的真理」(130頁)に期待した。だからこそ、「他者」との間のコミュニケーションを重視する政治哲学を展開しえた、とするのである。

この他に、フェミニズムの諸潮流の中で、アリストテレスらの「友愛 (filia)」論に言及しながら他者との関係性や身体性を重視するヌスパウムや、「私的言語の不可能性」を主張するヴィトゲンシュタインなどが、この系譜に属するものとされていることは注目に値する。

第三の系譜による批判

以上、細部まで彫琢された記述を不当に切りつめる形ではあるが、対立軸の所在について整理してみた。こうして見ると、改めて著者の構想力に圧倒される思いがする。そして、従来政治思想史が扱ってきた諸理論と現代政治理論が扱ってきた諸理論とが統一的に理解されうるといふ著者の主張は、十分に説得的であるといえよう。

一つ気がかりなのは、それぞれの理論を紹介するにあたって、その時代的背景がほとんど捨象されてしまっていることである。政治理論は、その時々々の課題として意識されたものに対する応答という側面を必ずもっているはずであるが、ここでは理論は、先行する理論や、同時代的に対立する理論との関係でもっぱらとらえられている。もっとも、このことは、時代を越えた連続性を見出すという著者のプロジェクトに必然的に伴う一種のコストであろう。

より重要な点として、どの理論が「他者」の存在を真剣に受け止めているかという判断は、なかなか難しいのではないかと、という疑問が評者にはつきまとった。著者は、理論の中で対話の契機が重視されているかどうかを、他者の存在が顧慮されているかどうかのメルクマールにしているように思われる。確かに、はじめから対話を拒否するような態度、あるいは対話の必要性など認めずに自分の殻に閉じこもるような態度は、他者の存在を無視していると言われてもしかたがないだろう。しかし、同時に、何の違和感もなく、不意打ちもなく、不気味さを感じることもなく、対話を続けて行けるような関係を自明の前提とすることも、別の意味で他者性を否定しているのではないかと。他者は何らかの意味で異質な側面をもつからこそ、他者であるからである。共同体の構成員が

非常に多くのものを共有していると想定するコミュニティアリズムやペティットの共和主義だけが、他者を深刻に受け止めていると考えるべきなのだろうか。

こうした評者の疑問は、本書で著者が「ポストモダンの」と表現している一連の人々、すなわちニーチェ、ソシュール、フーコー、デリダ、ローティ、コノリー、ムフ、オーキンらをどう評価するかと関連するものといえよう。著者はこうしたいわば第三の流れが存在することを認め、しかもそれが、第一と第二の流れの両方を越えようとするものであることを指摘している。デリダの「差延」に言及しつつ著者は、ポストモダニストがさまざまな差異を本質的で固定的なものとは見なさず、むしろ偶然の所産と考える(179 - 180頁)ことを紹介する。その点で、差異をより固定的なものとするコミュニティアリズムとポストモダニズムは「真っ向から対立する」(180頁)し、同時に、ポストモダニストからすれば、「リベラリズムの考え方も、合理的個人という集合的同一性が優位しているという点では、実は違いがない」ことになる。コノリーは「闘技(アゴーン)としての政治」論、すなわちさまざまな差異の現れが相互に競い合うことを想定する議論を展開しているが、それは、一方で人間が一定の同一性を必要とすることを認めつつ、つねにそれが偶然であることを意識し、不断に同一性を脱構築し続けることを求めるものであるというのである。

評者自身は、こうした第三の系譜によるラディカルな批判に共振する部分が多いが、著者はその点できわめて慎重である。こうした第三の流れが、それ自体として成立する立場であり、しかもそれが、従来の政治学全体を無効化しかねない破壊力を持っていることは、著者も認めているように思われる。そのことは、フーコーやその影響を受けたフェミニズム等を紹介する著者の議論の中にも見てとれる。しかしながら著者は、政治学の伝統を容易に手放そうとはしない。先のコノリーの議論について、「それこそが、まさにニーチェ的超人が繰り広げる「大いなる政治」なのかもしれない」としながら、「しかし、ニーチェが自ら

の思想が理解されるまで200年を要するであろうと予言した如く、こうした政治が可能になるためには、人間が同一性の支配から解放されるという、気の遠くなるような教養の過程を経なければならないことは間違いないであろう」(109)とするのである。

脱構築と「常識」

政治とは何かについて、一般の人々が抱いている信憑から出発しない議論は宙に浮いたものにならざるをえないという、こうした著者の論は、これまでの著作でもしばしば展開されている一種の持論とも言えるものである。前著『政治哲学の起源』では、コミュニタリアニズムの源流としてのフッサールと、ポストモダニズム系の源流と目されるハイデガーの対立が主な論点の一つとなっていたが、そこでの著者のハイデガー像は、形而上学の解体、脱構築など、デリダ的な議論の原型となるものを全て提示しながら、デリダほどにはラディカルになることなく、両義性を保ちつつ、いわばふみとどまった人物というものである。その上で著者は、「たとえ公私二分法的発想それ自体が意識内政治の所産であろうとも、また国家権力への注目が存在論的暴力を隠蔽することになるうとも」とフーコーやデリダらの問題提起の鋭さを認めながら、なおかつ、「我々の日常的意識においては政治とは先ず何よりも存在物的な次元における営みであり、それ以上でもそれ以下でもない」とし、ポストモダンの政治概念は「我々の「常識」に反する。そして「常識」に反する政治概念は、ファシズムと同様に現実政治にとって必ず危険な要素を秘めていることを忘れるべきではない」(141頁)とした。

プラトンとアリストテレスの対立以来、ある時はカントとヘーゲルの関係となって再演され、ある時はリベラル・コミュニタリアン論争として展開された対立軸は、今日では深刻な理論的挑戦を受けている。そのことを誰よりも強く意識しながら、あえてふみとどまろうとする著者の姿に、自らの描くハイデガー像に通じるものを見るのは評者のみであろうか。

2005年度第2回理事会議事録

2005年10月2日

出席者：岡本仁宏、小野紀明、亀嶋庸一、川崎修、川田稔、菊池理夫、佐藤正志、杉田敦、関口正司、添谷育志、富沢克、齋藤純一、平石直昭、藤原孝、松本礼二、宮村治雄、柳父圀近、吉岡知哉、米原謙

1) 各種委員会からの報告

まず、企画委員の川崎理事より、自由論題の応募が8件あったこと、これに加えて応募時に非会員であり本理事会において入会承認されるべき者からの応募が1件あった旨報告が行われた。最後の一例について審議した結果、応募時に会員であることが応募の要件であることを理事会として改めて確認した。

次に、年報編集委員会の米原理事より、第6号の候補論文が15本である旨報告があった。また、第7号の応募あて先を決定するため、次年度の編集委員会主任を選出する必要が提議された。審議の結果、本理事会後の編集委員会において、現委員から互選することが確認された。これを受けて、理事会終了後編集委員会が開かれ、川崎理事が第7号からの主任に選出された。

次に、ニュース・レター担当の齋藤理事より、次号の内容について報告があった。

2) 『政治思想研究』発行委託について

小野代表理事より、『政治思想研究』の発行を外部委託することが提案され、まずその経緯が説明された。外部の出版社に委託するにあたって、現在出版助成を受けている櫻田會との関係に支障はないか質問があった。櫻田會担当の亀嶋理事から、事前に相談する必要があるが、他学会の現状を勘案するに、特に問題はなからうとの見解が示された。審議の結果、流通上のメリット、編集委員会の負担軽減に鑑みて、今後は外部委託する

ことが決定された。

次に、見積書等の提示を受けた二社のうち、どちらに委託すべきか審議が行われた。平石理事から、理事会全体で選考するのではなく、編集委員会に代表理事が加わり検討すべきとの提案がなされ、承認された。

これを受けて、理事会終了後に代表理事を加えた編集委員会が開かれ、見積額・実績・編集方針・地理的条件等を検討した結果、風行社に出版委託することが決定され、これをもって理事会の決定とすることとした。

3) IPSAに関わる報告者招聘費について

平石理事から、IPSAでのセッションにおいて、海外より招聘する報告者の費用を自己負担に委ねるのは困難であり、不足分についてはその費用を学会として補助する可能性を検討すべきである、との提案がなされた。審議の結果、まずセッション代表者が科研・COE・各基金等による外部資金確保を目指し、それらの情報を国際交流委員会主任の松本理事の下に集約すること、資金確保困難なセッションに対しては、学会として補助する可能性を国際交流委員会で検討した上で、3月理事会において検討することが決定された。

4) 2007年度研究会開催校について

2007年度研究会開催校について審議した結果、明治学院大学に決定した。

5) 新入会員について

次の7名の入会が認められた。

河野有理、境田信彦、杉本竜也、鈴木正彦、辺英浩、森田明彦、山本慎平

6) その他

代表理事および事務局より、以下4点の報告があった。

新名簿について。名簿作成と個人情報保護の両立が、今後の課題として指摘された。

日本学会事務センター問題について。日本学会事務センター旧理事等との和解交渉により、政治思想学会に和解金36,280円が割り当てられ、6月30日に政治思想学会名義の口座に振り込まれた。これにより、学会事務センター問題を一応の終息と見なし、2005年度決算において、未回収債権（センター預かり金）と和解金の差額を処理することが確認された。

会費長期未納者の退会扱いについて。2002年度第3回理事会決定に基づき、03年度会費より未納の16名について、退会扱いとすることが確認された。

日本学術会議の会員に加藤節会員が選ばれた。

[会員名簿訂正]

p.24 Wolfgag (誤) Wolfgang (正)

2005年12月20日発行 発行人 小野 紀明 編集人 齋藤 純一
政治思想学会事務局 〒630・8258 奈良市舟橋町10 奈良県立大学地域創造学部 堀田研究室内
Tel : 0742・22・4978 Fax : 0742・22・4991 E-mail : hotta@narapu.ac.jp

会員業務（退会・会費納入・名簿記載事項変更・会報発送・学会誌発送）

（株）アドスリー 〒164・0003 東京都中野区東中野 4・27・37

Tel : 03・5925・2840 Fax : 03・5925・2913

学会ホームページ : <http://www.soc.nii.ac.jp/jcspt/>